

枚方市と株式会社関西ぱど との包括連携に関する協定書

枚方市（以下「甲」という。）と株式会社関西ぱど（以下「乙」という。）とは、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第2条に定める基本理念に則り、連携協力を推進するため、次のとおり包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の持つ知恵、情報及び技術を共有することにより、市民サービスの向上及び地域の活性化を推進し、ひいては市民の定住及び市外からの転入を促進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、本条に定める事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携協力するものとする。

- （1） 定住促進・市の魅力発信に関すること
- （2） 福祉・子育て・健康に関すること
- （3） 産業・観光に関すること
- （4） その他、甲及び乙が協議して定めること

（連携協力窓口の設置）

第3条 甲及び乙は、相互に連携協力事項に関する窓口を設置し、協議及び情報交換を行う。

（情報の共有）

第4条 甲及び乙は、連携協力事項の実施に当たり、相互に情報の共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から本協定の改廃の申入れがないときは、本協定の有効期間が1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

（協議事項）

第6条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月19日

甲 枚方市

市長 伏見 隆

乙 株式会社関西ぱど

代表取締役 北田 淳一